

市川三郷町の給与・定員管理等について

(市川三郷町人事行政の運営等の状況報告)

平成27年版

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

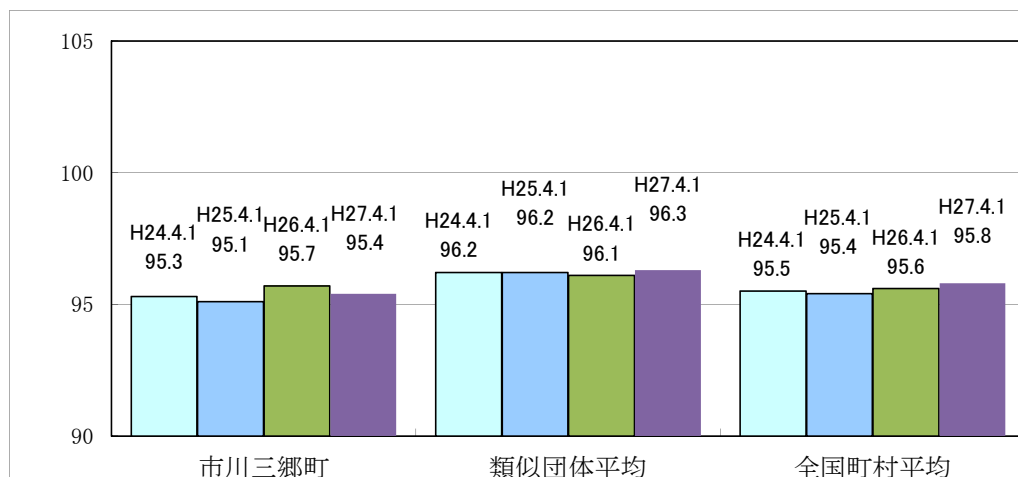
区分	住民基本台帳人口 (27年3月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	16,579	9,041,601	707,210	1,277,321	14.1	13.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	165	572,637	61,822	212,951	847,410	5,136	5,587

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年度及び平成25年度は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ ○年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組みものとされている。

① 給料表の見直し

【実施】

平均引下げ率 2%
平成27年4月1日から実施
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給補償)を実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額、及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
市川三郷町	41.7 歳	309,662 円	338,387 円	307,505 円
山梨県	43.2 歳	339,264 円	422,488 円	376,652 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	42.1 歳	313,189 円	367,674 円	339,563 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
市川三郷町	53.0歳	6人	257,683円	268,797円	265,833円	—	—	—	—
うち 学校給食員	—	0人	—	—	—	—	—	—	—
うち 自動車運転手	64.7歳	1人	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	51.0歳	127人	346,217円	396,372円	371,880円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	10人	288,149円	310,714円	299,358円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	市川三郷町	—	—
うち 学校給食員	—	—	—
うち 自動車運転手	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25～27年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
市川三郷町	37.6 歳	277,443 円	290,657 円	285,800 円
山梨県	43.2 歳	353,952 円	414,320 円	374,213 円
国	46.7 歳	316,503 円	— 円	346,447 円
類似団体	42.6 歳	305,035 円	346,973 円	316,737 円

(注)1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		市川三郷町		山梨県		国	
一般行政職	大学卒	174,200	円	180,800	円	174,200	円
	高校卒	142,100	円	146,500	円	142,100	円
技能労務職	高校卒	132,200	円	149,000	円	-	
	中学卒	123,900	円	131,500	円	-	
看護・保健職	大学卒	203,500	円	209,200	円	-	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
一般行政職	大学卒	238,500	円	291,033	円	339,450	円
	高校卒	-	円	-	円	-	円
技能労務職	高校卒	-	円	-	円	-	円
	中学卒	-	円	-	円	-	円
看護・保健職	大学卒	-	円	-	円	-	円

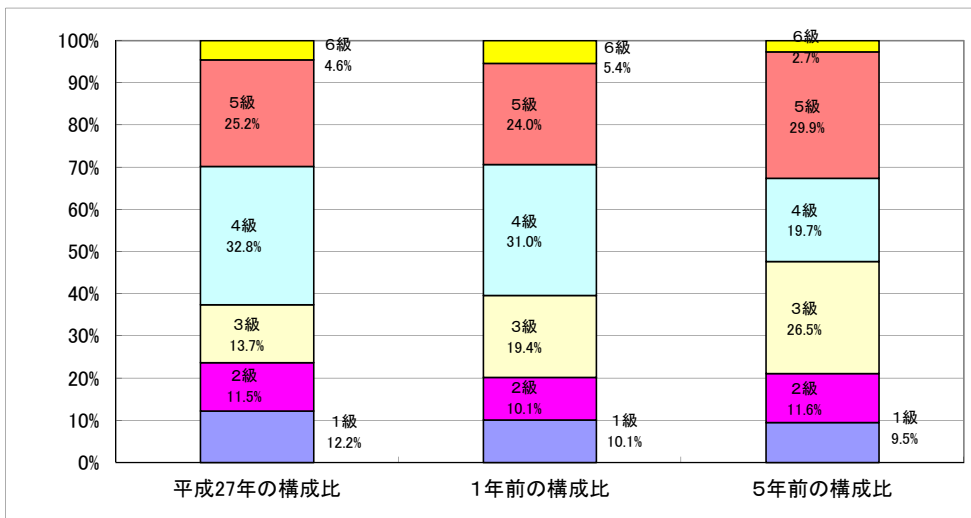
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・主事補	16 人	12.2 %	137,600 円	244,900 円
2 級	主任	15 人	11.5 %	187,700 円	301,900 円
3 級	主査・主査係長	18 人	13.7 %	223,900 円	347,700 円
4 級	主幹・主幹係長	43 人	32.8 %	258,300 円	378,700 円
5 級	主幹係長・課長	33 人	25.2 %	285,000 円	390,700 円
6 級	課長	6 人	4.6 %	315,800 円	407,900 円

(注) 1 市川三郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)昇給への勤務成績の反映状況

勤務実績に応じて勤勉手当の支給率を反映している。
現在、今後の昇格昇給等に反映させるため人事評価を試行している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

市川三郷町	山梨県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,317 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,519 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)】

勤務成績に応じて勤勉手当の支給率を反映している。

現在、今後の昇格昇給等に反映させるため人事評価を試行している。

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

市川三郷町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～45%)
1人当たり平均支給額 9,973 千円 18,888 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当

支給実績(26年度決算)	152千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	76,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	1.08%		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
休日勤務手当・夜間勤務手当	訪問看護ステーション業務に従事した職員	休日勤務 夜間勤務	1回 1,000円 1回 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26 年度 決算)	17,485 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (26 年度 決算)	95 千円
支給実績 (25 年度 決算)	18,928 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (25 年度 決算)	99 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同		18,254千円	214,749円
	1人(配偶者非扶養) 6,500円				
	1人(配偶者なし) 11,000円				
	特定期間の加算 5,000円				
住居手当	1.職員の居住する借家・借間自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	同		8,268千円	275,609円
	家賃23,000円以下 <small>家賃-12,000円</small>				
	家賃23,000円を超え <small>(家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円</small> 55,000円未満				
	家賃55,000円以上 27,000円				
通勤手当	1.交通機関等の利用者通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額	同		5,592千円	47,796円
	2.自動車等の使用者通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること				
	～5km 2,000円				
	5km～10km 4,100円				
	10km～15km 6,500円				
	15km～20km 8,900円				
	20km～25km 11,300円				
	25km～30km 13,700円				
	30km～35km 16,100円				
	35km～40km 18,500円				
	40km～45km 20,900円				
	45km～50km 21,800円				
	50km～55km 22,700円				
	55km～60km 23,600円				
60km～ 24,500円					
管理職手当		同		6,194千円	309,720円
宿日直手当				4,565 千円	24,677 円

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
給料	町長	638,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 399,000 円
報酬	議長	230,000 円 ()	420,000 円 / 230,000 円
	副議長	180,000 円 ()	360,000 円 / 180,000 円
	議員	157,000 円 ()	345,000 円 / 157,000 円
期末手当	市区町村長	(25年度支給割合) 3.95	月分
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 3.30	月分
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×42/100×在任月数	(支給時期) 任期毎
	備考		

- (注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

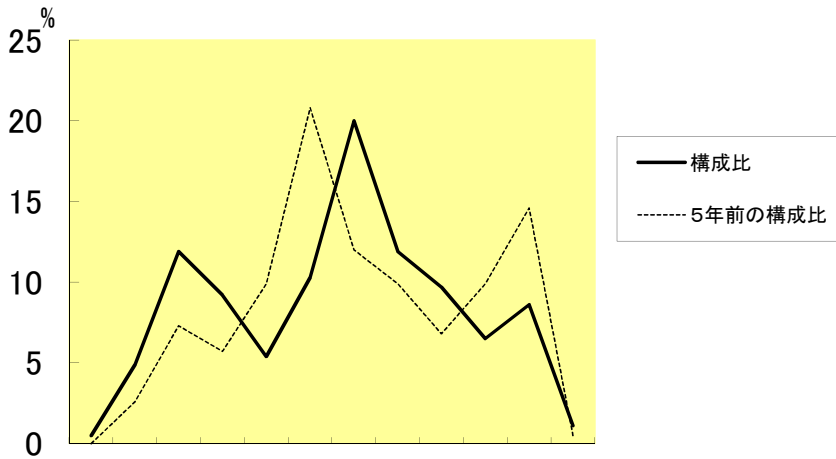
6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区分		職員数								対前年増減数	主な増減理由
		20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年		
普通会計部門	議会	2	2	2	2	2	2	2	2	0	
	総務	47	49	48	52	54	52	49	51	2	地方版総合戦略策定業務増 育休者を総務課付けとしている増
	税務	11	11	11	11	11	11	11	11	0	
	農水	13	13	14	14	12	12	12	12	0	
	商工	6	5	5	5	4	4	4	3	△1	人事異動による減(減員人員は臨時職対応)
	土木	11	13	11	10	11	11	11	11	0	
	民生	35	31	31	33	32	33	33	32	△1	業務を統合し、人員不足部署(介護保険事業)に異動
	衛生	21	23	21	22	20	21	18	19	1	つむぎの湯で不在となっていた管理職相当職を配置
	計	146	147	143	149	146	146	140	141	1	
	教育部門	27	26	24	24	24	23	19	19	0	
消防部門	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	27	26	24	24	24	24	19	19	0		
公営企業計等部門	病院	106	100	98	94	90	86	2	2	0	
	水道・下水道	8	7	7	7	7	7	7	7	0	
	その他	44	45	46	47	45	45	16	16	0	
	小計	158	152	151	148	142	138	25	25	0	
合計	331	325	318	321	312	308	184	185	1		
	[387]	[387]	[387]	[387]	[387]	[387]	[231]	[231]	[0]		

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	9人	22人	17人	10人	19人	37人	22人	18人	12人	16人	2人	185人

(3)職員の採用及び退職等の状況 (平成27年度)

	採用	退職				合計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	8	5	0	0	1	6
医療職	0	0	0	1	0	1
技能労務職	0	1	0	0	0	1
福祉職	0	1	0	0	0	1
教育職	0	0	0	0	0	0
公安職	0	0	0	0	0	0
合計	8	7	0	1	1	9
構成比(%)		77.8%	0.0%	11.1%	11.1%	100%

※ 退職欄「その他」は、分限処分者等が含まれる。

(4) 職員採用試験の状況 (平成27年度)

ア 実施日

職種	第1次試験	第2次試験	最終合格発表日
事務職【I】	9月20日	10月19日	11月13日
土木職【II】	9月20日	10月19日	11月13日
保育士職【I】	9月20日	10月19日	11月13日
保育士職【II】	9月20日	10月19日	11月13日
看護師職	1月24日	2月18日	3月3日
管理栄養士職	1月24日	2月18日	3月3日

イ 採用試験の実施状況

職種	採用予定数 【人】	申込者数		受験率 B/A【%】	第1次合格者数 【人】	最終合格者数 【人】	競争倍率 B/D【倍】
		A【人】	B【人】				
事務職【I】	5	25	20	80.0%	12	9	2.2
土木職【I】	I・IIの区分の いずれかから1 名程度	0	0	—	0	0	—
土木職【II】		1	1	100.0%	0	0	
保育士職【I】	I・IIの区分 から若干名	6	6	100.0%	2	1	6.0
保育士職【II】		4	4	100.0%	3	1	4.0
看護師職	1	1	1	100.0%	1	1	1.0
管理栄養士職	1	7	7	100.0%	4	1	7.0

7 職員の勤務時間 ※全職種

(1) 勤務時間の状況(平成27年4月1日現在)

① 1週間の勤務時間

38時間45分

② 一般職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時刻	その他
8時30分	17時15分	12時00分 ～ 13時00分	

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況

平成26年1月1日～平成26年12月31日の平均使用日数

7.5 日

(3) 特別休暇等の状況(平成27年)

休暇の種類	
1 公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3 骨髓提供休暇	その都度必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻休暇	5日以内
6 妊娠中又は出産後の通院休暇	必要と認める期間
7 分娩休暇	予定日前6週間～後8週間目に当たる日までの期間
8 育児休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
9 配偶者出産休暇	2日以内
10 男性職員の育児参加休暇	5日以内
11 子の看護休暇	5日以内
12 忌引き	必要と認める期間
13 父母の祭日休暇	1日
14 夏季休暇	5日以内
15 感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
16 住居喪失・損壊休暇	その都度必要と認める期間
17 非常災害交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
18 交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間
19 生理休暇	その都度必要と認める期間

(4) 育児休業及び育児部分休業の取得状況

(平成26年度)

	育児休業 取得者	部分休業 取得者	平成26年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員(育児休業等対象者数)		
			うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	
男性職員	0 0	0 0	4	0	0
女性職員	3 5	0 0	3	3	0
合計	3 5	0 0	7	3	0

※1 「育児休業取得者」、「部分休業取得者」及び「うち両休業取得者」欄の上段は、平成26年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は、育児休業(部分休業)の期間が平成25年度から26年度にかけて引き続いていない者の数。

※2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」および「うち両休業取得者数」欄の上段の平成26年度に新たに育児休業を取得した者の数には、「平成26年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業)した職員」と「平成25年度中に育児休業が取得可能となったが、平成25年度に新規に育児休業(部分休業)した職員」の両方が含まれるので「平成26年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち、育児休業取得者数」、「平成26年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」及び「平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることはない。

(5) 介護休暇の取得状況

(平成26年度)

	介護休暇 取得者	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

8 職員の分限及び懲戒 ※全職種

(1)分限処分数(平成26年度)

降任	免職	休職	降格	合計	失職
-	-	1	-	1	-

(2)処分手由別分限処分数

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)					0	
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			1		1	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)					0	
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)					0	
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)					0	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)					0	
合計	0	0	1	0	1	0
法第28条第4項により失職した者					0	

※1 処分数は、1つの事案に対して複数の処分手由が存在するため延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3)懲戒処分数(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

戒告	減給	停職	免職	合計
-	-	-	-	0

(4)処分手由別懲戒処分数

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	-	-	-	-	0
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	-	-	-	-	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	-	-	-	-	0
合計	0	0	0	0	0

※1 処分数は、1つの事案に対して複数の処分手由が存在するため延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

9 職員の服務 ※全職種

(1) 服務規律の遵守(平成26年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
町長 議会議長 教育委員会	地方公務員法、町職員服務規程等に基づき、公務員としての自覚行動について周知徹底した。 自動車運転免許証の更新状況の確認	庁内LANインフォメーション 庁議等 所属長が各人の免許証を確認

10 職員の研修 ※全職種

平成19年に策定した「人材育成基本方針」に基づき、職員研修計画を策定し、職員の意識改革及び能力開発を進め、時代に適応した人材の育成を推進するとともに、住民サービスの向上と住民ニーズの多様化・高度化に対応した効率的な業務体制の充実を図った。

○ 主な研修実績(平成26年度)

区分(研修名)	内 容	対象職員 (階層等)	参加者数 (人)
山梨県市町村研修所研修	階層研修、専門研修、特別研修、実務研修 出張研修、自主研修	該当職員及び希望者	のべ107名
出張研修	講師を本町へ招き、人材育成を念頭に置いた人事評価研修を実施	全職員	162名
	講師を本町へ招き、人材マネジメント研修を実施		127名
人事評価制度の研修	人事評価制度の施行のため、制度の理解訓練及び完全定着を目的に目標設定研修、目標設定指導者研修、評価者面談研修を実施	全職員	154名

11 福利厚生(互助会)に係る支出について(平成25年度決算)

互助会名	会員数	会費	公費	公費負担率
市川三郷町職員互助会	185	---	0	0.00%

平成19年度以降、互助会等への公費負担は無し。

12 職員の福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利の実施状況(平成26年度)

① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
職員の健康管理に関する周知	・市川三郷町安全衛生委員会の活動を通じて、職員の安全衛生に関する啓発を庁内LANを通じて行った。 特に、職場におけるメンタルヘルス対策や、庁舎内・庁舎周辺の安全対策について問題点を指摘した。
職員の健康管理に関する取組	・各種感染症予防や対応についての協議

(2) 職員の厚生福利の実施状況(平成26年度)

① 職員の健康診断の実施状況

項 目	概 要	検査項目	対象者数	受診者数
職員定期健康診断	・ 峡南医療センター市川三郷病院への業務委託により、全職員を対象に検診を行った。 (ただし、共済組合助成の人間ドック及び他の医療機関での受診希望者は除く) 検査費用については、町が全額負担した。	基本健診	312	155
人間ドック	・ 共済組合からの助成により、人間ドックを希望する者が自己負担で受診した。			147
住民健康診断	・ 臨時職員、非常勤嘱託職員のうち、居住する市町村の健康診断を希望した者が受診した。	基本健診	-	0

13 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
26年度	169,510	△ 22,553	12,006	7.1	11.1

区分	職員数 A 人	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	
26年度	2	7,791	1,111	3,104	12,006	6,003

(参考)25年度平均 一人当たり給与費 千円
6,003

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
市川三郷町	45.0 歳	351,150 円	498,700 円
団 体 平 均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

市川三郷町		(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(26年度)	1,634 千円	1人当たり平均支給額(26年度)	1,484 千円
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.50 月分	2.55 月分	1.50 月分
(1.40)月分	(0.70)月分	(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

市川三郷町			(一般行政・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%)		
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	21,823 千円	21,641 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	217 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	109 千円
支給実績(25年度決算)	339 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	169 千円

(注)※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

※職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異な る内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	4(6)「その他の手当」を参照	同	なし	528 千円	264,000 円
住居手当				199 千円	99,500 円
通勤手当				24 千円	12,000 円